○農林水産省国土交通省令第三号

宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号）及び宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和四年政令第三百九十三号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、並びに宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）を実施するため、宅地造成等規制法施行規則及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

農林水産大臣　野村　哲郎
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

宅地造成等規制法施行規則及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（宅地造成等規制法施行規則の一部改正）

第一条　宅地造成等規制法施行規則（昭和三十七年建設省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分（題名を含む。以下この条において同じ。）をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則	宅地造成等規制法施行規則
（公共の用に供する施設）	（公共の用に供する施設）
第一条　宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号。以下「令」という。）第二条の主務省令で定める砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設その他これらに準ずる施設は、雨水貯留浸透施設、農業用ため池及び防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第百一号）第二条第二項に規定する防衛施設とする。 ２　令第二条の主務省令で定める国又は地方公共団体が管理する施設は、学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設とする。	**第一条**　宅地造成等規制法施行令（以下「令」という。）第二条の国土交通省令で定める施設は、学校、運動場、緑地、広場、墓地、水道及び下水道とする。
（基礎調査の調査事項）	（新設）
第二条　宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号。以下「法」という。）第四条第一項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一　土地の利用状況 二　過去に宅地造成又は特定盛土等に関する工事が行われた土地の所在地 三　過去に宅地造成又は特定盛土等に関する工事が行われた土地における災害発生の危険性	（新設）
（基礎調査の結果の通知及び公表の方法）	（新設）
第三条　法第四条第二項の規定による通知は、基礎調査の終了後、遅滞なく、基礎調査の結果及びその概要を記載した書面を送付して行わなければならない。 ２　法第四条第二項の規定による公表は、次に掲げる事項を平面図に明示して、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。 一　宅地造成等（法第十条第一項に規定する宅地造成等をいう。以下同じ。）に伴い災害が生ずるおそれが大きい市街地等区域（法第十条第一項に規定する市街地等区域をいう。） 二　特定盛土等又は土石の堆積が行われた場合には、これに伴う災害により居住者等（法第二十六条第一項に規定する居住者等をいう。次号において同じ。）の生命又は身体に危害を生ずるおそれが特に大きいと認められる区域 三　宅地造成又は特定盛土等（宅地において行うものに限る。）に伴う災害で相当数の居住者等に危害を生ずるものの発生のおそれが大きい一団の造成宅地の区域 四　過去に宅地造成又は特定盛土等に関する工事が行われた土地の所在地	（新設）